

## 2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## 3. 海外経常収益

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## 連結リスク管理債権

### ■連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
破綻先債権額	15,362	11,526
延滞債権額	57,956	62,120
3ヵ月以上延滞債権額	763	1,142
貸出条件緩和債権額	32,594	35,948
合計	106,676	110,738

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 連結自己資本比率

### ■連結自己資本比率（国際統一基準）

(単位：億円、%)

	平成25年3月31日
1 連結総自己資本比率 (4/7)	13.72
2 連結Tier1比率 (5/7)	11.62
3 連結普通株式等Tier1比率 (6/7)	11.62
4 連結における総自己資本の額	4,132
5 連結におけるTier1資本の額	3,499
6 連結における普通株式等Tier1資本の額	3,499
7 リスク・アセットの額	30,109
8 連結総所要自己資本額	2,408

- (注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。
- なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的內部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

当行は、「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第30号）に基づき、自己資本比率の算定に関し、新日本有限責任監査法人による合意された手続による調査業務を受けております。なお、本業務は、財務諸表の会計監査の一部ではありません。また、本業務は、自己資本比率そのものや自己資本比率の算定に係る内部統制について意見を表明されたものではなく、自己資本比率の算定に係る当行の内部管理体制の一部について、監査法人が調査業務を実施し、当行がその結果の報告を受けたものであります。